

ナイジェリア

意匠規則

1971年L.N. 96第30条に基づく

1971年12月1日施行

目次

- 規則 1 手数料
- 規則 2 様式
- 規則 3 書類
- 規則 4
- 規則 5
- 規則 6 宛先
- 規則 7 代理人
- 規則 8 登録出願
- 規則 9
- 規則 10
- 規則 11
- 規則 12
- 規則 13
- 規則 14
- 規則 15
- 規則 16
- 規則 17
- 規則 18
- 規則 19
- 規則 20
- 規則 21
- 規則 22 登録から除外される意匠
- 規則 23 条約出願
- 規則 24
- 規則 25 出願受領時の手続
- 規則 26
- 規則 27
- 規則 28 登録証
- 規則 29 未完了
- 規則 30 出願人の死亡
- 規則 31 著作権の期間延長
- 規則 32
- 規則 33 譲渡
- 規則 34

規則 35
規則 36
規則 37
規則 38 誤りの訂正
規則 39 第 21 条に基づく取消
規則 40 自由に裁量することのできる権限
規則 41 証拠を免除する権限
規則 42 補正
規則 43 期間の延長
規則 44 登録官の証明書
規則 45 公衆の閲覧に公開されない意匠
規則 46 登録証の写し
規則 47 登録官への証拠
規則 48
規則 49
規則 50
規則 51
規則 52
規則 53
規則 54 非就業日及び時間
規則 55
規則 56 裁判所の命令
規則 57
規則 58

第 1 附則

第 2 附則 様式(省略)

規則 1 手数料

法に基づいて生じるすべての事項に関して納付する手数料は、本規則第 1 附則において定める手数料とし、また、何れかの事項に関し対応様式として同附則に定める様式を用いることが要求されている場合は、当該事項に関する所定の手数料をその様式に添えるものとする。

規則 2 様式

(1) 本規則において様式というときは、本規則の第 2 附則に記載する様式を指し、該当する場合は適正な手数料を添えるものとし、また、係る様式は、該当するすべての場合に使用されなければならない。かつ、他の場合に適合させるために、登録官が指示するところにより変更することができる。

(2) 本規則の附則に記載されていない様式は、大臣が定める。

規則 3 書類

個別の場合に登録官が下す指示に従うことを条件として、法又は本規則に基づいて提出されるすべての出願、通知、表示が付された書面及びその他の書類は、丈夫な紙面を用いるものとし、かつ、別段の要求がある場合を除いて片面のみを用い、およそ 33 センチメートル×20 センチメートルの大きさで、その左方におよそ 5 センチメートルの余白を設けなければならない。

規則 4

(1) 企業が提出する書類は、全パートナーの完全名称を記載するものとし、かつ、すべてのパートナー若しくはパートナーシップの代理として署名すると申し立てる何れかのパートナー又は当該書類に署名する権限を与えられている旨に登録官が得心するその他の者により署名されなければならない。

(2) 法人が提出する書類は、当該法人の長若しくは秘書役又は当該書類に署名する権限を与えられている旨に登録官に得心させるその他の者により署名されなければならない。

規則 5

郵便により提出された通知、出願 又はその他の書類は、これらが通常の郵便業務において配達されるであろう時に提出されたものとみなす。

規則 6 宛先

送達宛先が登録官に提出されていない場合は、登録官は、居所宛先又は業務宛先を送達宛先として扱うことができる。ただし、居所宛先又は業務宛先がナイジェリア国外である場合を除くものとし、その場合は、登録官は、ナイジェリアにおける送達宛先が提出されるまで当該出願 の審査手続を進めることを要しない。

規則 7 代理人

(1) 出願人と登録官との間の、及び意匠の登録所有者と登録官又はその他の者との間の登録出願及び他のすべての通信は、代理人により又は代理人を通じて行うことができる。

(2) 前記の出願人、登録所有者又はその他の者は、意匠様式 No. 1 又は登録官が適正とみなすその他の様式を用いたその趣旨の委任状に署名しこれを登録官に提出することにより、何れかの手続又は事項において自己を代理する代理人を選任することができる。

(3) 係る選任が行われた場合は、当該手続又は事項に関する書類の代理人に対する送達はその者を選任した者に対する送達とみなされ、かつ、前記の手続又は事項に関して前記の者に対して行うよう指示されたすべての通信は、前記の代理人に宛てることができ、これに関する登録官へのすべての対応は、この代理人が又はこの代理人を通じて行うことができる。

(4) 登録官は、法に基づく業務に関して、次に掲げる者を係る代理人として認めることを拒絶することができる。

(a) 特許代理人として不名誉な行為を行ったと宣告された個人

(b) 登録官が本法に基づく業務に関して代理人として認めることを拒絶することができる者が長若しくは管理者の役目に就いているか又は企業のパートナーである会社又は企業

(5) 個別の場合において、登録官は、適切と考える場合は、出願人又はその他の者の署名又は立会いを求めることができる。

規則 8 登録出願

意匠登録出願は、登録出願人又はその代理人により署名されなければならない。

規則 9

繊維品に用いられる意匠の登録出願に関する場合を除いて、意匠登録出願は意匠様式 No. 2 又は No. 3 によるものとし、また、組物の意匠の場合は意匠様式 No. 4 又は場合に応じ No. 5 による。

規則 10

複数の物品に関して同一の意匠を登録することを希望する場合は、各物品に関して別個の出願を行うものとする。この場合、各出願には別個の番号を付し、それぞれ別個の異なる出願として扱われる。

規則 11

(1) すべての出願には当該意匠が用いられる物品を記載し、出願人がその法定創作者であると主張している旨を記載し、かつ、真正の創作者の名称及び宛先を記載する。

(2) 繊維品、壁紙又はレースに用いられる意匠の登録出願の場合を除いて、出願には更に当該意匠の特徴に係る記述を添えるものとする。

規則 12

出願人は、何れかの場合にそうするよう登録官に求められた場合は、表示又は見本のそれぞれに登録官が得心する記述を裏書する。

規則 13

繊維品に用いられる意匠の登録出願に関する場合を除き、1 件の出願に関連して、登録官が得心する様式による当該意匠の同一の表示を 3 個又は見本を 3 個提出する。表示が提出された場合は、登録官は、登録前いつでも、より多くの見本又は追加の表示を求めることができる。

規則 14

(1) 組物の意匠の登録出願に関連して、登録官が得心する様式による当該意匠の同一の表示を 4 個又は見本を 4 個提出する。

(2) 表示は、組物に含まれる異なる物品それぞれに用いられる意匠を示さなければならない。

規則 15

意匠の各表示は、単一の物品に用いられるか又は組物に用いられるかを問わず、規則 3 に規定する大きさの紙面を用いるものとし、厚紙を用いてはならず、かつ、用紙の片面のみを用いる。図形は、紙面で縦にする。2 個以上の図形がある場合は、なるべく同一の紙面を用いるものとし、かつ、それぞれの図形は、場合に応じ、斜視図、正面図、側面図、平面図、その他と明示する。

規則 16

提出された表示が図面又はトレーシングである場合はインクによるものとし、かつ、トレース布又はトレース紙が用いられている場合は規則 3 に規定する大きさの紙面に張る。

規則 17

見本が提出されたが、登録官の考えでは、接着剤を使って規則 3 に規定する大きさの紙面にうまく平たく張って又は亜麻布裏地の前記の大きさの紙面に縫い付けて、他の書類を損なうことなく保管できるようなものでない場合は、見本の代わりに表示を提出しなければならない。

規則 18

語、文字又は数字が意匠に用いられているが意匠の本質的要素ではない場合は、これらは表示又は見本から取り除くものとする。これらが意匠の本質的要素である場合は、登録官は、これらの排他的使用権に係る声明文の挿入を求めることができる。

規則 19

反復する表面模様から成る意匠の各表示は、模様全体及び十分な長さおよび幅での反復部分を示すものでなければならない。かつ、大きさが 17 センチメートル×12 センチメートル未満であってはならない。

規則 20

大統領若しくは国会議員の肖像又は何れかの国、州、市、自治区、町、場所、団体、法

人、機関若しくは人の紋章、記章、騎士道勲章、勲章若しくは旗の複製が意匠に用いられた場合は、登録官は、当該意匠を登録する手続を進める前に、係る肖像又は複製の登録及び使用に係る同意を与える権限を有すると登録官が考える公務員又はその他の者からの同意の提示を受けるものとし、係る同意がない場合は、登録官は、当該意匠の登録を拒絶することができる。

規則 21

生存している者の名称又は肖像が意匠に用いられている場合は、登録官は、当該意匠を登録する手続を進める前に、当該人から同意の提示を受けるものとする。最近死亡した者の場合は、登録官は、死亡した者の名称又は肖像が用いられている意匠を登録する手続を進める前に、その者の代表者からの同意を求めることができる。

規則 22 登録から除外される意匠

次に掲げる物品の何れかに用いる意匠は、法に基づく登録から除外する。

- (a) 彫刻品(工業プロセスによって複製するためのひな形又は原型として使用され、又は使用を意図される鋳型又はひな形を除く)
- (b) 壁額及びメダル
- (c) 主として文学的又は美術的な印刷物で、本のカバー、カレンダー、証明書、クーポン、婦人服仕立て図案、挨拶状、ちらし、地図、図面、絵葉書、切手、産業広告、産業様式及びカード写し絵並びに同種のもの

規則 23 条約出願

(1) 第 15 条(3)に基づく登録出願は、出願人又はその代表者若しくは譲受人であると出願人が主張する者による、出願人が依拠する条約国における出願は当該意匠に関して条約国において行われた最初の出願である旨の宣言を含まなければならない。かつ、係る外国出願が行われたか又は第 24 条(3)に基づいて行われたとみなされる条約国及びその公式の日付を明記しなければならない。

(2) 各条約出願と共に提出された表示又は見本のほかに、出願と共に又は出願から 3 月以内に、条約国において最初の出願に関して提出又は寄託された意匠の表示の写しであって条約国の意匠庁の長により適正に認証されたか又はその他の方法で登録官が得心するように証明されたものを提出するものとする。

(3) 当該出願に関する証明書又はその他の書類が外国語によるものである場合は、その翻訳文で法定誓約書又はその他の方法により登録官が得心するように証明されたものを添付する。

規則 24

規則 23 に規定されるところを除き、条約出願に関連するすべての手続は、本規則に規定する期間内に本規則に規定する態様でとらなければならない。

規則 25 出願受領時の手続

登録官が出願を検討した上で異論がある場合は、その異論の陳述書を出願人に送付する

ものとし、その後 1 月以内に出願人が聴聞を申請しなかった場合は、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。

規則 26

出願人が聴聞を申請した場合は、係る聴聞における登録官の決定は、書面により出願人に伝達する。

規則 27

出願人は、登録官の決定について上訴することを希望する場合は、決定の日から 1 月以内に、登録官に対し、その決定の理由及びその決定に至った際に登録官が用いた材料を書面により陳述するよう申請する。登録官は、係る申請を受領したときは、前記の陳述書を出願人に送付するものとし、また、係る陳述書が送付される日は、上訴の目的での登録官の決定の日とみなす。

規則 28 登録証

意匠登録証は、意匠様式 No. 23, No. 24, No.25 又は No. 26 の何れか該当するものによるものとし、かつ、登録官が指示するところにより修正することができる。

規則 29 未完了

出願日から 12 月以内に完了しない出願は、出願人が様式 7 により登録官に対し期間の延長申請を行った場合を除いて拒絶するものとし、登録官は、その裁量により、登録官が課する条件の下で係る延長を許容することができる。

ただし、如何なる場合も、出願人の不履行の結果として原出願日から 15 月以内に完了しなかった出願は拒絶する。

規則 30 出願人の死亡

意匠登録出願人が出願日の後、意匠登録がなされる前に死亡した場合は、登録官は、出願人の死亡を確認した上で、当該死亡した出願人の名称、宛先及び国籍の代わりに、当該意匠を所有する者であってその所有権が登録官が得心するように証明されたものの名称、宛先及び国籍を登録簿に記入することができる。

規則 31 著作権の期間延長

(1) 第 20 条に基づく登録意匠の著作権の期間の延長出願は、第 20 条に基づく出願を提出した日において残存する原登録意匠の著作権の期間の満了前に行わなければならない。

(2) 第 20 条に基づく意匠登録に係る出願が行われ、かつ、当該出願の提出日において残存する原登録意匠の著作権の期間が当該出願の完了前に満了する場合は、登録は、原登録意匠の著作権が更なる期間について延長され、かつ、登録される意匠の著作権の期間延長に係る出願が提出されるまで行わない。

規則 32

著作権の期間延長のために納付する手数料の納付期間の延長に係る請求は、意匠様式 No.

10 により行う。

規則 33 譲渡

(1) 譲渡，移転若しくは法の適用により登録意匠若しくは登録意匠の持分に権利を得たか又は抵当権者，ライセンシー若しくはその他の者として登録意匠の利益に権利を得た者の権原の登録に係る申請は，次に掲げる者が行うものとする。

(a) 権利を得た者が意匠様式 No. 11 により

(b) 当該利益を与えた譲渡人，ライセンサー又はその他の者が意匠様式 No. 12 により

(2) 登録意匠の所有権に影響を及ぼすその他の書類の通知の登録簿への記入に係る申請は，意匠様式 No. 13 により行うことができる。

規則 34

(1) 規則 33 に基づく申請に言及されており，かつ，連邦の記録事項である証書又はその他の書類の公式の写し又は認証謄本を申請と共に登録官に提示するものとする。

(2) 前記のように言及されているその他の書類は，登録官が別段の指示をした場合を除いて，申請と共に登録官に提示するものとし，かつ，係る書類の認証謄本を提出する。

規則 35

規則 33 に基づく申請には，権利を有する旨を主張しているか又はその旨を申し立てられている者の名称，宛先及び国籍並びに存在する場合は権原の主張又は授与の基礎となっている証書の全詳細を記載する。

規則 36

抵当権者又はライセンシーとしてある者の名称が登録簿に記入されている場合において，係る者は，その目的での申請を意匠様式 No. 14 により行い，場合に応じて，最早抵当権者又はライセンシーではない旨の注記を登録簿に記入させることができる。

規則 37

(1) 意匠に関して登録簿に記入されている名称，国籍又は送達宛先の変更に係る当該意匠の登録所有者による申請は，意匠様式 No. 15 又は場合に応じて意匠様式 No. 16 により行う。

(2) 登録官は，名称又は国籍の変更に係る請求に関して措置する前に，変更に係る適切と考える証拠を求めることができる。

(3) 登録官は，請求は許容できると認めた場合は，それに則して登録簿を変更させる。

規則 38 誤りの訂正

意匠登録出願人又は意匠の登録所有者が第 28 条(2)に基づいて誤りを訂正することを希望する場合は，意匠様式 No. 17 により当該申請を行う。

規則 39 第 21 条に基づく取消

意匠の登録所有者が自己の登録を取り消すことを希望する場合は、意匠様式 No. 18 により当該申請を行う。

規則 40 自由に裁量することのできる権限

本規則に別段の規定がある場合を除いて、登録官は、法又は本規則により自己に与えられた自由に裁量することのできる権限を意匠登録出願人に不利に行使する前に、出願人が聴聞を受けることができる日時を少なくとも 10 日前に出願人に通知するものとする。

規則 41 証拠を免除する権限

本規則に基づいて、ある者が何れかの行為若しくは事柄をすることを義務付けられているか又は何れかの書類若しくは証拠を登録官若しくは庁に提示若しくは提出することが義務付けられており、かつ、何れかの合理的な理由により、前記の者が係る行為若しくは事柄をなすことはできないこと又は前記の書類若しくは証拠は前記のように提示若しくは提出することができないことが登録官が得心するように証明された場合は、登録官は、登録官が適切と考えるその他の証拠の提示を俟って、かつ、登録官が適切と考える条件に従うことを条件として、係る行為若しくは事柄をすること又は係る書類若しくは証拠の提示若しくは提出を適法に免除することができる。

規則 42 補正

登録官が適切と考える場合は、登録官が指示する条件の下で、意匠に係る何れの書類又は図面若しくはその他の表示も補正することができる。かつ、手続における瑕疵を更正することができる。

規則 43 期間の延長

登録官は、適切と考える場合は、本規則に基づいてある行為をすること又はある手続をとることに關して本規則に規定する期間を、登録官が指示する当事者への通知及び条件に基づいて延長することができるものとし、かつ、この延長は、前記の行為をすること又は前記の手続をとるための期間が満了していても、許容することができる。

規則 44 登録官の証明書

(1) 外国で登録を取得する目的で、又は法若しくは本規則により登録官が行う権限を授与されている記入、事項若しくは事柄に関する法的手続若しくはその他の特別の目的で、証明書が必要とされている場合は、登録官は、意匠様式 No. 19 による請求の提出を俟って係る証明書を交付することができ、かつ、それには、係る証明書交付の目的も明記するものとする。

規則 45 公衆の閲覧に公開されない意匠

登録官が第 18 条に基づいてある意匠の公告を禁止又は制限する指示を出した場合は、当該意匠の表示又は見本は、係る指示が有効である間、公衆の閲覧に公開してはならない。

規則 46 登録証の写し

第 28 条 (3) (b) に基づく登録証の写しを求める申請は、意匠様式 No. 6 により行うものとし、かつ、原登録証が紛失したか若しくは破棄されか又は提示することができない事情を詳細に記述し、証明する証拠を添える。

規則 47 登録官への証拠

本規則に基づいて証拠の提出が要求されている場合は、本規則に別段の明示の規定がある場合を除き、法定誓約書又は宣誓供述書によらなければならない。

規則 48

(1) 本規則により要求されているか又は本規則に基づく手続において用いられる法定誓約書及び宣誓供述書は、これらが関係する事項の標題を付するものとし、かつ、一連番号を付した段落に分け、各段落はできる限り 1 件の主題に限定する。

(2) 各法定誓約書又は宣誓供述書は、それを作成する者の説明及び真正の住所を記載するものとし、かつ、タイプし、リトグラフにし、又は印刷しなければならない。

規則 49

法定誓約書又は宣誓供述書は、次のとおりに作成され、署名されるものとする。連邦においては、治安判事又は連邦の何れかの地域において法律により法的手続の目的で宣誓をさせる権限を授与されている宣誓管理官若しくはその他の公務員の面前で

規則 50

規則 49 により宣誓宣言をさせる権限を与えられている者の印又は署名であって、当該宣言がその者の面前で作成されかつ署名されたとの趣旨のものが付されている書類は、当該印若しくは署名の真正性又はその者の公的資格若しくはその者の当該宣言をさせる権限に係る証拠なしに、登録官により許容されるものとする。

規則 51

登録官は、その下での手続の如何なる段階においても、必要とする書類、情報又は証拠を提出するよう指示することができ、かつ、提出のための期間を定めることができる。

規則 52

(1) 繊維品に用いられる意匠の登録出願は、繊維品意匠様式 No. 1 により行う。ただし、意匠が実質的に市松模様又は縞模様のみから成るときは、繊維品意匠様式 No. 2 により出願を行う。

(2) 意匠が実質的に市松模様又は縞模様のみから成るか否かに関して問題が生じた場合は、登録官が決定する。

(3) 係る出願に関しては、登録官が認める様式による意匠の同一の表示を 4 個又は見本 4 個を提出するものとする。

規則 53

繊維登録簿と呼ぶ登録簿を備えるものとし、それには、庁の登録簿中の繊維品に用いられる意匠に関する記入と同じものを記入する。

規則 54 非就業日及び時間

すべての種類の又は通知に明示する種類の業務を取り扱わない日を庁の目立つ個所に随時掲示する表示により告示する。

規則 55

特許庁は、ここに定める種類の法に基づく業務の取扱を次に掲げる時刻に停止するものとする。

すべての種類の業務を平日午後 1 時に

規則 56 裁判所の命令

何れかの事件において裁判所が法に基づいて命令を下した場合は、係る命令が自己の有利に下された者は、直ちに、意匠様式 No. 22 に当該命令の公認謄本を添えて提出する。その際必要な場合は、登録簿に何れかの記入を行うこと又は登録簿中の何れかの記入事項を変更若しくは削除することにより、登録簿を更正するものとする。

規則 57

本規則において、文脈上他を意味する場合を除いて、

「法」とは特許及び意匠法をいう。

「代理人」とは、登録官が得心するように適正に授權された代理人をいう。

「条約出願」とは、第 27 条に基づくナイジェリアにおける出願をいう。

「提出された」とは、差し出されたか、行われたか若しくは提出されたか又は庁における登録官に宛てた料金前納郵便により郵送されたことをいう。

「庁」とは、特許庁の意匠登録所をいう。

「登録簿」とは、第 17 条に基づいて備えられる意匠登録簿をいう。

「見本」とは、当該意匠が用いられている物品をいう。

「繊維品」とは、繊維商品をいい、ハンカチ及びショールを含み、かつ、登録官が随時決定する類似の種類その他の分類の物品を含む。

規則 58

本規則は、意匠規則として引用することができる。

第 1 附則

| 事項又は手続 | | 金額 | | 対応様式 |
|--------|--|-----|----|-----------------|
| | | ナイラ | コボ | |
| 1 | 代理人の授権の様式 | 00 | 00 | 意匠様式 No. 1 |
| 2 | 1 個の物品(繊維品でないもの)に用いる 1 個の意匠の登録に係る出願 | 4 | 00 | 意匠 No. 2 |
| | レースで作られ(かつ繊維品に用いられ)ている場合 | 84 | 00 | 意匠 No. 3 |
| 3 | 繊維品でない組物に用いる 1 個の意匠の登録に係る出願 | 37 | 80 | 意匠 No. 4 |
| | | 84 | 00 | 及び 5 |
| 4 | 登録証の写しに係る申請 | 4 | 20 | 意匠 No. 6 |
| 5 | 意匠登録出願を完了する期間の延長請求 | | | |
| | 1 月以下 | 6 | 00 | 意匠 No. 7 |
| | 2 月以下 | 12 | 00 | 意匠 No. 7 |
| | 3 月以下 | 18 | 00 | 意匠 No. 7 |
| 6 | 2 番目の期間に係る第 20 条(2)に基づく著作権の延長申請 | 40 | 00 | 意匠 No. 8 |
| 7 | 3 番目の期間に係る第 20 条(2)に基づく著作権の延長申請 | 60 | 00 | 意匠 No. 9 |
| 8 | 著作権の延長に係る手数料納付期間の延長請求 | | | |
| | 1 月以下 | 6 | 00 | 意匠 No. 10 |
| | 3 月以下 | 12 | 00 | 意匠 No. 10 |
| | 6 月以下 | 18 | 00 | 意匠 No. 10 |
| 9 | 所有権等の取得の日から 6 月以内に行われる規則 33 に基づくその後の所有権等の記入に係る請求 意匠 1 個に関して | 4 | 00 | 意匠 No 11 及び 12 |
| | 所有権等の取得の日から 6 月後であるが 12 月以内に行われたもの 意匠 1 個に関して | 10 | 50 | 意匠 No. 11 及び 12 |
| | 所有権等の取得の日から 12 月経過後に行われたもの 意匠 1 個に関して | 21 | 00 | 意匠 No. 11 及び 12 |
| | 意匠 2 個以上を対象とする出願, 同様にして取得した追加の各意匠について | 2 | 00 | — |
| 10 | 書類の日から 6 月以内に行われた登録簿への書類の通知の記入に係る申請 意匠一個に関して | 2 | 00 | 意匠 No. 13 |

| | | | | |
|----|---|--------------|----|-------------------------|
| | 書類の日から6月後であるが12月以内に行われたもの 意匠1個に関して | 10 | 50 | 意匠 No. 13 |
| | 書類の日から12月経過後に行われたもの 意匠1個に関して | 21 | 00 | 意匠 No. 13 |
| | 意匠2個以上を対象とする出願，同一の書類において最初の意匠として言及されている追加の各意匠について | 2 | 10 | — |
| 11 | 抵当権者，ライセンシー又はその他の者による，最早係る権利を主張しない旨の記入に係る申請 意匠1個に関して | 4 | 00 | 意匠 No. 14 |
| 12 | 登録所有者の名称又は国籍の変更の登録簿への記入に係る申請 意匠1個に関して | 4 | 00 | 意匠 No. 15 |
| 13 | 登録簿中の宛先又は送達宛先の変更に係る申請 意匠1個に関して | 4 | 00 | 意匠 No. 16 |
| 14 | 第28条に基づく誤りの訂正に係る申請 | 4 | 00 | 意匠 No. 17 |
| 15 | 所有者による取消に係る申請 | 10 | 00 | 意匠 No. 18 |
| 16 | 外国における登録の取得又は法的手続若しくはその他の目的のために使用する登録官の証明書に係る申請 | 50 | 00 | 意匠 No. 19 |
| 17 | 取消申請の聴聞への出席に係る通知 | 6 | 00 | 意匠 No. 20 |
| 18 | 意匠又は書類の写真複写 | 料金は合意による(ただし | | — |
| 19 | 公認謄本，100語について | 10 コボ未満はない) | | — |
| 20 | 意匠登録証 | 10 | 00 | 意匠 No. 23, 24, 25 又は 26 |
| 21 | 第1附則に基づく強制ライセンスの付与申請 | 16 | 00 | 意匠 No. 21 |
| 22 | 裁判所の命令の登録簿への記入に係る申請 | 20 | 00 | 意匠 No. 22 |
| 23 | 2番目の5年の期間に係る意匠の著作権の延長証明書 | 10 | 00 | — |
| 24 | 3番目の5年の期間に係る意匠の著作権の延長証明書 | 10 | 00 | — |
| 25 | 繊維品(市松模様又は縞模様ではないもの)に用いる意匠1個の登録に係る出願 | 37 | 80 | 繊維意匠 No. 1 |
| 26 | 繊維品(市松模様又は縞模様)に用いる意匠 | 8 | 40 | 繊維意匠 No. 2 |

| | | | | |
|--|-------------|--|--|--|
| | 1 個の登録に係る出願 | | | |
|--|-------------|--|--|--|

第 2 附則 樣式(省略)